

平成 28 年 2 月 23 日

各 位

会社名 ジ グ ソ ー 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山 川 真 考
(コード番号：3914 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 C F O 鈴 木 博 道
(TEL. 03-5442-3957)

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、今回の変更につきましては、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 15 期定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、商号を英語表記と統一し JIG-SAW 株式会社といたします。なお、商号変更につきましては、附則により平成 28 年 5 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除されるものといたします。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

①商号の変更

「1. 商号の変更について」に記載のとおり商号を変更すべく、現行定款第一条（商号）の変更を行うものであります。

②目的の変更

今後の「マシンシティ」を想定したデータ通信業、スマートメーター製造も含めた電力業、仮想通貨関連業や未来社会における保険代理業、様々な産業・分野におけるマネジメントや自動制御、トランザクション処理など、事業展開の多様化に備え、現行定款第 2 条（目的）の事業目的の文言を追加するものであります。

③監査等委員会設置会社への移行

当社取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、「監査等委員会設置会社」へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

④その他

条文の追加及び削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は<u>ジグソー株式会社</u>と称し、英文では <u>JIG-SAW, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. インターネット・イントラネットのシステム構築支援及び開発 (新設)</p> <p><u>2～10.</u> (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>11.</u> 前各号に附随する事業</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は <u>JIG-SAW 株式会社</u>と称し、英文では <u>JIG-SAW INC.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. インターネット・イントラネットのシステム構築支援及び開発</p> <p><u>2. データ通信を中心とした通信業</u></p> <p><u>3～11.</u> (現行どおり)</p> <p><u>12. 電力供給及び販売その他電気事業</u></p> <p><u>13. インターネットを利用した金融業</u></p> <p><u>14. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>15. 宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、都市開発、海洋開発に関する事業並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント及び自動制御</u></p> <p><u>16.</u> 前各号に附随する事業</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>(削除)</u> <u>3. 会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>10名以内</u>を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) (3) (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>15名以内</u>を置く。</p> <p><u>(2) 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>(2) (3) (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>補欠又は増員のため選任された監査等委員でない取締役の任期は、退任又は現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p><u>(3) 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し</u>、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について決議に加えることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について意義を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 25 条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は、<u>各取締役に</u>対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任) <u>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について決議に加えることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 26 条 <u>取締役の報酬、賞与、退職慰労金及び</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第27条 当社に監査役5名以内を置く。</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p>	<p><u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、<u>取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の中の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(2) 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>(常務の監査役)</u></p>	
<p><u>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(報酬及び退職慰労金)</u> 第 35 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> 第 36 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(2) 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u> 第 28 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
	<p><u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 30 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第 37 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 31 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、第 15 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 当社は、第 15 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第 3 条 第 1 条 (商号) の変更は、平成 28 年 5 月 1 日から実施日から実施 する。なお、本附則は第 1 条の変更効力発生後削除されるものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日
定款変更 (商号変更を除く) の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日
商号変更の効力発生日	平成 28 年 5 月 1 日

以上